

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について

建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日付け技術上の指針公示第22号。以下「新技術指針」という。)が令和2年9月8日に公示され、一部の項目を除き令和3年4月1日より適用されることとなっているが、その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 新技術指針制定の趣旨

新技術指針は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。)の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置に関する留意事項について所要の改正を行ったものである。

第2 旧技術指針からの変更の要点

1 全般的事項

新技術指針は、改正省令による改正後の石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の規定及び石綿則の解釈、適用範囲等を示した「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」(令和2年8月4日付け基発0804第8号。以下「施行通達」という。)に基づく事項に加えて、労働者の石綿ばく露防止のために措置することが望ましい事項を規定したものであること。このため、新技術指針による改正前の建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号)に規定されていた事項のうち、石綿則や施行通達と重複する事項については削除する等、所要の整理を行ったものであること。

- 2 大規模建築物等に対する調査者の要件（新技術指針 2 - 1（1））
大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物においては、事前調査の実施に当たり十分な知識及び経験が必要であることから、実地研修の受講及び修了が必要な特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の事前調査の経験を有する一般建築物石綿含有建材調査者が事前調査を行うことが望ましい旨を新たに規定したこと。

- 3 分析調査のための試料採取をする場合の措置（新技術指針 2 - 1（5））
材料の穿孔等に伴う石綿等の粉じんへのばく露を防止するため、呼吸用保護具を使用するとともに、当該材料を湿潤な状態のものとすることが望ましい旨を新たに規定したこと。

- 4 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置（新技術指針 2 - 3）
作業場所の隔離の解除に当たっては、除去した石綿等の飛散を防止するため、あらかじめ、HEPAフィルタ付きの真空掃除機により隔離空間の内部の清掃を行うことが望ましい旨を新たに規定したこと。

- 5 労働者を常時就業させる建築物等に係る措置（新技術指針 3 - 1（1））
労働者を常時就業させる場所において、吹付け材又は保温材、耐火被覆材等が封じ込め又は囲い込みがされていない状態であるときは、当該吹付け材等に石綿等が含まれている場合に、当該吹付け材等の損傷、劣化等によって石綿等の粉じんに労働者がばく露するおそれがあるため、石綿等の使用の有無を調査することが望ましい旨を新たに規定したこと。

第 3 適用日

新技術指針は令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたこと。ただし、新技術指針の「2 - 3 石綿含有成形品及び石綿含有仕上げ塗材の除去に係る措置」のうち、石綿則第 6 条の 2 第 2 項の規定に係るものについては、令和 2 年 10 月 1 日から適用することとしたこと。